

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1. 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険者として要介護(要支援)認定に関わる事務、保険給付、介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の執行管理及び保険料の賦課徴収に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①要介護(要支援)認定に関する事務 ②介護保険の給付に関する事務 ③介護保険料の賦課や徴収に関する事務 ④地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 地域包括支援システム 3. 国保連請求等システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 番号管理連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項及び別表第1の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部介護福祉課 電話番号042-544-5111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部介護福祉課 電話番号042-544-5111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	介護福祉課長 高橋 功	介護福祉課長 小林 大介	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、43、 46、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、 94、95、97、109及び117の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、43、 46、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、 94、95、97、109及び117の項	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	介護福祉課長 小林 大介	介護福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教 育・啓発」までを追加	事後	
令和3年2月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	1. ～行っている。	1. ～行う。	事後	
令和3年2月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	2. ②保険給付 ③保険料の徴収	2. ②介護保険給付に関する事務 ③介護保険料の賦課や徴収に関する事務 ④地域支援事業、介護予防・日常生活支援 総合事業に関する事務	事後	
令和3年2月8日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 地域包括支援システム 3. 国保連請求等システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 地域包括支援システム 3. 国保連請求等システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 番号管理連携システム	事後	
令和3年2月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項及び別表第1の68の項	番号法第9条1項及び別表第1の68の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令（平成26 年内閣府、総務省令第5号）第50条	事後	
令和3年2月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、43、 46、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、 94、95、97、109及び117の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26年内閣府、総務省令第7号）第46条、第47条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、 39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、 87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、 117、119及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第2 条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第 12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条 の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の 2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44 条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条 の2、第59条の2及び第59条の3	事後	
令和3年2月8日	II-1いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年2月8日	II-2いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和3年8月30日	II-1いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月30日	II-2いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年9月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26年内閣府、総務省令第7号）第46条、第47条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、 39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、 87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、 117、119及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第2 条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第 12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条 の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の 2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44 条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条 の2、第59条の2及び第59条の3	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 93の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26年内閣府、総務省令第7号）第46条、第47条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、 39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、 88、90、94、95、97、108、109、117及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第2 条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第 12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条 の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2 の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第 44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、 第55条、第55条の2及び第59条の3	事後	
令和5年9月8日	II-1いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月8日	II-2いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	